

郡山市給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第32号

郡山市給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市給水施設等条例施行規則（平成9年郡山市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期及び臨時の水質検査)</p> <p>第8条 条例第6条第1項の規定により行う定期の水質検査は、当該給水施設により供給される水が水道法による水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6箇月に1回行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中1の項、2の項、11の項、<u>39の項及び47の項</u>から<u>52の項</u>までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定期及び臨時の健康診断)</p> <p>第9条 条例第7条第1項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね<u>1年</u>ごとに、感染症（病原体がし尿に排せつされるものに限る。次項において同じ。）の患者の有無について行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準簡易専用水道の水質検査)</p> <p>第19条 条例第16条第2項の規定により行う準簡易専用水道の水質検査は、当該準簡易専用水道により供給される水が水道法による水質基準に適合す</p>	<p>(定期及び臨時の水質検査)</p> <p>第8条 条例第6条第1項の規定により行う定期の水質検査は、当該給水施設により供給される水が水道法による水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 6箇月に1回行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中1の項、2の項、11の項、<u>38の項及び46の項</u>から<u>51の項</u>までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定期及び臨時の健康診断)</p> <p>第9条 条例第7条第1項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね<u>6箇月</u>ごとに、感染症（病原体がし尿に排せつされるものに限る。次項において同じ。）の患者の有無について行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準簡易専用水道の水質検査)</p> <p>第19条 条例第16条第2項の規定により行う準簡易専用水道の水質検査は、当該準簡易専用水道により供給される水が水道法による水質基準に適合す</p>

るかどうかを判断することができる場所から採取した水について毎年1回以上定期的に、水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、39の項及び47の項から52の項までの項の上欄に掲げる事項について行う検査とする。

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

るかどうかを判断することができる場所から採取した水について毎年1回以上定期的に、水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項について行う検査とする。

2 (略)